

平成 25 年度における職員の給与の特例に関する条例案について

1 減額の内容

(1) 給料月額

給料表	▲9.77%	▲7.77%	▲4.77%
行政職	9~7 級	6~3 級	2、1 級
研究職	5 級	4、3 級	2、1 級
医療職(1)	4 級	3、2 級	1 級
医療職(2)	—	7~3*級	2、1 級
医療職(3)	—	6~3*級	2、1 級
福祉職	—	6~2*級	1 級
高校教育職	—	4~2*級	1 級
小中教育職	—	4~2*級	1 級

※ 医療職(2)、医療職(3)3 級および福祉職、高校教育職、小中教育職 2 級の職員のうち、期末・勤勉手当加算を受けない者は▲4.77%とする。

(2) 管理職手当 一律 ▲10%

2 実施時期

平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで